

日本産科婦人科学会への要望書

平成21年10月 日本のお産を守る会

赤堀彰夫、石井廣重、木内敦夫、衣笠万里、

田中啓一（代表）、船橋宏幸、前田津紀夫

代表住所：京都市右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町4-8

電話：075-873-2925

ファックス：873-2926

【趣旨】

今回、我々は長妻厚労大臣に10月1日から実施予定とされていた出産育児一時金の直接支払制度に関して、以下の3項目を要望する署名を呼びかけ、8800人の署名を得ることができました。その成果として原案の制度の完全施行を半年間猶予していただくことになりました。制度の理念は一定程度評価されますが、分娩費の入金までに2～3か月を要し、医療機関の経営を圧迫するなど、まだまだ運用上の不利益や将来の不安が残っています。

- ①出産育児一時金の可及的すみやかな入金処理を要望します（せめて産後1週間以内に）。
- ②現行の事前申請による受取代理制度の存続を要望します（妊産婦にとって直接支払制度と同じだけの利便性がありますが、今回廃止されようとしています）。
- ③直接支払制度の事務手続きの簡素化を要望します。

【要望事項】

この6か月間に下記の問題点を改善していただくために、学会として政府・厚労省に働きかけていただくようお願いいたします。

- (1) 分娩費の支払いが遅いこと
- (2) 将来の分娩費現物給付につながる恐れがぬぐいきれないこと
- (3) 事務手続きが煩雑なこと及び分娩費現物給付の準備となり得る内容を含んでいること